

理事会議事録

期 日 令和6年7月9日（火）

会 場 鹿児島県市町村自治会館（4階 401号室）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理事長

(枕崎市長)

前田祝成



理 事

(三島村長)

大山辰夫



理 事

(湧水町長)

池上滝一



理事会議事録

1. 開催日時

令和6年7月9日 午後1時25分～2時53分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（4階401号室）

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：12人

○出席者：9人

前田理事（枕崎市長）
永野理事（肝付町長）
椎木理事（出水市長）
湯元理事（始良市長） ※書面参加
大山理事（三島村長）
池上理事（湧水町長）
鎌田理事（瀬戸内町長）
高岡理事（徳之島町長） ※書面参加
塩田理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：3人

田中理事（薩摩川内市長）
中重理事（霧島市長）
池田理事（鹿児島県医師国民健康保険組合理事長）

○議長：前田理事（枕崎市長）

○議事録署名者：前田理事（枕崎市長）
大山理事（三島村長）
池上理事（湧水町長）

4. 議事

【報告事項】

- 報告第4号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について
〃 第5号 弾力条項（令和5年度第三者行為損害賠償求事務共同処理特別会計）の適用について
〃 第6号 弾力条項（令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計）の適用について

【議決事項】

- 役議案 第 8 号 事務局組織規程の一部改正について
- 〃 第 9 号 財務規程の一部改正について
- 〃 第 10 号 診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について
- 〃 第 11 号 乳幼児医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正について
- 〃 第 12 号 ひとり親家庭等医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正について
- 〃 第 13 号 重度心身障害者医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の制定について
- 〃 第 14 号 退職者医療共同事業拠出金規則の廃止について
- 〃 第 15 号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について
- 〃 第 16 号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について
- 〃 第 17 号 職員の定年等に関する規則の一部改正について
- 〃 第 18 号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部改正について
- 〃 第 19 号 診療報酬審査支払規則の一部改正について
- 〃 第 20 号 子ども医療給付事業審査支払規則の一部改正について
- 〃 第 21 号 通常総会の開催について
- 議案 第 21 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- 〃 第 22 号 手数料規程の一部改正について
- 〃 第 23 号 令和 5 年度事業報告の認定について
- 〃 第 24 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 25 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 26 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 27 号 令和 5 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 28 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 29 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 30 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 31 号 財産の処分（令和 6 年度）について
- 〃 第 32 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 33 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 34 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 35 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 36 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 37 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

理事 12 人中 9 人が出席（書面による出席含む）しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

(2) 主催者挨拶

【前田理事長】

皆さんこんにちは、理事長の枕崎市長前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の事業運営につきまして、格別な御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る 6 月 21 日に経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針 2024 が閣議決定されました。

医療・介護DXでは、次の感染症危機に備え、予防接種事務のデジタル化による効率化を図るとともに、予防接種データベースを整備する等、更なるデジタル化を進めることとされました。当該予防接種事務のデジタル化については、厚生労働省からの要請により全国の国保連合会及び国保中央会において対応を進めているところでございます。

医療・介護保険等の改革では、給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、各種医療保険制度における総合的な検討を進めることとされ、この改革に当たりましては、審査支払機関による医療費適正化の取組強化、そして国民健康保険制度における都道府県内の保険料水準の統一の徹底に加え、調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援のあり方を検討するとの方向性が示されたところでございます。

その他、疾病の予防・重症化予防・健康づくりの推進では、健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、減塩等の推進、受動喫煙対策を推進するとともに、がん検診の受診率の向上に資する取組や、元気な高齢者の増加に向け、介護予防・日常生活支援総合事業の充実により、地域の多様な主体による柔軟なサービス提供を通じた効果的な介護予防に向けた取組を推進すること等が明記されました。

一方、本会の経営計画につきましては、県の第 3 期国保運営方針等に合わせて 6 年間の計画として、本年 4 月から第 4 期中期経営計画に基づく取組を開始しているところでございます。引き続き、国や県の動向を踏まえ、関係団体と充分連携を図りながら、保険者支援に取り組んでまいります。

さて、国保制度の改善につきましては、毎年国保制度改善強化全国大会にご参加いただき、全国の関係者と要請活動を行ってまいりました。その成果のひとつとして、地方自治体が独自に医療費助成を実施した場合に行われる国保に対する

国庫負担減額調整措置が、今年度から18歳未満までが対象ではございますが一部見直しがなされました。これも皆様方のご尽力のおかげで、本年も様々な要請活動を行っていく計画でございますので、国保制度の改善に向けて御参加くださいますようよろしくお願いいたします。

結びになりますが、本日の理事会は、専決処分された報告事項、規則等の改正、令和5年度事業報告及び決算関係、令和6年度予算補正等についてでございます。盛りだくさんの内容ではございますが、どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

塩田常務理事から次の項目について説明

- I 令和6年度税制改正について
- II 国保総合システムの更改に係る令和7年度国庫補助要求について
- III 国保総合システム最適化に係る保険者サービス系の機能整理について
- IV 国保制度改善強化全国大会について
- V 国保トップセミナーの開催について
- VI 診療報酬等の振込手数料の有料化について
- VII 「国保ネットかごしま」の更改について
- VIII 子ども医療費助成制度変更への対応について
- IX 感染症法の改正に伴う流行初期医療確保措置に係る請求支払業務の受託について
- X 物価高騰対策支援事業 について

(4) 議長選出

規約第32条の規定により前田理事長が議長に選出された。

(5) 議事録署名者指名

規約第35条の規定により、大山三島村長及び池上湧水町長が、議事録署名者に選任された。

(6) 議案及びその審議状況

【議長（前田理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び、来たる7月26日に予定しております通常総会に提案いたします報告事項、令和5年度決算などでございます。

なお、本日提案いたします議案等については、去る6月28日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議しておりますことを申し添えます。

本日は、主に理事会議案の冊子と、A3判の「総括表」に基づき説明し、審議いただく方法で進めてまいります。

なお、可決の要件を確認できるよう、採決は挙手にて行いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、三島村の大山村長さん、湧水町の池上町長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた令和5年度の弾力条項の適用についてですので、報告第4号から第6号の3件を一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、報告第4号から第6号までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

報告第4号～6号（一括審議）

（報告第4号 弾力条項（令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について）

（報告第5号 弾力条項（令和5年度第三者行為損害賠償求事務共同処理特別会計）の適用について）

（報告第6号 弾力条項（令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計）の適用について）

事務局：

報告事項第4号から第6号の弾力条項の適用につきましては、A3判の総

括表で説明させていただきます。右上に5分の1ページと記載のある各会計報告事項（弾力事項）総括表でございます。

まず、弾力条項についてですが、表の上の※印をご覧ください。

連合会規約第47条の2の規定に基づくもので、「特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができる」と定めており、報告第4号から第6号に適用させていただきましたので報告するものでございます。

報告第4号は、令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（4回）公費負担医療に関する診療報酬支払勘定で、補正額1,236万4千円の増額でございます。

主旨でございますが、医療費等の増加により医療機関等への支出金に予算不足が生じたため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第5号は、令和5年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計で、補正額5,076万7千円の増額でございます。

主旨でございますが、損害保険会社等からの後期高齢者医療に係る損害賠償受入金が確定したことにより、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への損害賠償支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

報告第6号は、令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（3回）障害介護給付費支払勘定で、補正額68万5千円の増額でございます。

主旨でございますが、特定障害者特別給付費が増加したことにより、指定事業者等への支出金に予算不足が生じたため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

同じく同会計、障害児給付費支払勘定で、補正額203万6千円の増額でございます。

主旨でございますが、高額障害児給付費等が増加したことにより、指定事業者等への支出金に予算不足が生じたため、早急に所要の補正をさせていただいたものでございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも報告どおり承認することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第4号から報告第6号は、報告どおり承認することといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第8号から第20号の13件は、規則等の改正のため、一括審議として差しつかえございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、役議案第8号から第20号までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

[議決事項]

役議案第8号から第20号 (一括審議)

(役議案第8号 事務局組織規程の一部改正について)

事務局：

資料はA4横の理事会議案を御準備ください。

27ページをお開きください。

役議案第8号は、「事務局組織規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、重度心身障害者医療費助成事業の審査・集計事務等を新たに開始すること、感染症法の改正に伴い流行初期医療確保拠出金の支払業務を行うこと、及び新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払事業が令和6年5月処理をもって終了したこと等から、所要の改正をしようとするものでございます。

30ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。右が改正前、左が改正後でございます。

事務分掌第3条第4号審査管理課のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和6年7月9日から施行するものでございます。

(役議案第9号 財務規程の一部改正について)

事務局：

31ページをご覧ください。

役議案第9号は、「財務規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、重度心身障害者医療費助成事業の審査・集計事

務等を新たに開始することから歳入歳出の所属年度を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

34 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第 13 条第 4 号及び第 22 条第 3 号のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和 6 年 7 月 9 日から施行するものでございます。

(役議案第 10 号 診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について)

事務局：

35 ページをご覧ください。

役議案第 10 号は、「診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払業務が令和 6 年 5 月処理をもって終了したこと、及び感染症法の改正に伴い流行初期医療確保拠出金の支払業務を行うことから、所要の改正をしようとするものでございます。

38 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第 1 条のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、第 1 項この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。

第 2 項「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種における集合契約等について」による請求・支払に関する事務の経理については、なお従前の例によるものでございます。

(役議案第 11 号 乳幼児医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正について)

事務局：

39 ページをご覧ください。

役議案第 11 号は、「乳幼児医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、各市町村に提供する乳幼児医療費自己負担額一覧表を廃止し、CSV データの提供へ変更することから、所要の改正をしようとするものでございます。

42 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第 2 条第 2 号のアンダーライン部分を改め、43 ページでございます。様式第 4 号を削るものでございます。

附則、この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行するものでございます。

(役議案第 12 号 ひとり親家庭等医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正について)

事務局：

45 ページをお開き下さい。

役議案第 12 号は、「ひとり親家庭等医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、役議案第 11 号と同様でございます。

48 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第 2 条第 2 号のアンダーライン部分を改め、49 ページでございます。様式第 14 号を削るものでございます。

附則、この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行するものでございます。

(役議案第 13 号 重度心身障害者医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の制定について)

事務局：

51 ページをお開きください。

役議案第 13 号は、「重度心身障害者医療費助成事業に係る審査集計事務処理規則の制定について」でございます。

提案理由でございますが、重度心身障害者医療費助成事業の審査・集計事務等を新たに開始することから、規則を制定しようとするものでございます。

53 ページをお開きください。

第 1 条で趣旨を、第 2 条及び第 4 条から次のページの第 7 条で事務の内容等を、第 8 条で報告事務手数料の算定及び収納や支払いについて、第 9 条で共同処理手数料について定めるものでございます。

附則、この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行するものでございます。

(役議案第 14 号 退職者医療共同事業拠出金規則の廃止について)

事務局：

59 ページをお開きください。

役議案第 14 号は、退職者医療共同事業拠出金規則の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、退職者医療制度に係る経過措置が、令和 5 年度をもって終了したことから、規則を廃止しようとするものでございます。

61 ページをお開きください。

附則、この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行するものでございます。

(役議案第 15 号 保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について)

事務局：

63 ページをお開きください。

役議案第 15 号は、保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、退職者医療制度に係る経過措置が令和 5 年度をもって終了したこと、併せて、一部帳票の作成を見直すことから、所要の改正をしようとするものでございます。

66 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

退職者医療制度の終了及び一部帳票の作成の見直しに伴い、66 ページから 68 ページまでの第 7 条及び第 8 条のアンダーライン部分を削除するものでございます。

附則、この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行するものでございます。

(役議案第 16 号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正について)

事務局：

69 ページをご覧ください。

役議案第 16 号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、手数料の払込みの規定について、手数料規程（昭和 35 年規程第 5 号）と整合性を図り、また、委任時に必要となる念書等様式内の記載文言の明確化を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

72 ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

振込期日が休日である場合の取扱について、本会手数料規程と整合性を図るため、第 14 条中のアンダーラインの文言を改め、73 ページから 74 ページの各様式内のアンダーラインの文言を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行するものでございます。

(役議案第 17 号 職員の定年等に関する規則の一部改正について)

事務局：

75 ページをお開きください。

役議案第 17 号は、「職員の定年等に関する規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の職員が管理監督職以外に降任又は転任する期間、及び定年前再任用短時間勤務職員の任期を規則に追加し定めることから、所要の改

正をしようとするものでございます。

78 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

管理監督職勤務上限年齢制について、その対象者を管理監督職以外に降任又は転任する期間の記載が不足していたことから、第6条のアンダーライン部分を改め、第9条に記載していたアンダーライン部分を削除し、79 ページをご覧ください。第12条に定年前再任用短時間勤務職員^のの任期を加えるものでございます。

附則、この規則は、令和6年7月9日から施行するものでございます。

(役議案第18号 後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部改正について)

事務局：

81 ページをご覧ください。

役議案第18号は「後期高齢者医療事業関係業務特別会計経理規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、感染症法の改正に伴い流行初期医療確保拠出金の支払業務を行うことから、所要の改正をしようとするものでございます。

84 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第1条にアンダーライン部分を加えるものでございます。

附則、この規則は、令和6年7月9日から施行するものでございます。

(役議案第19号 診療報酬審査支払規則の一部改正について)

事務局：

85 ページをご覧ください。

役議案第19号は「診療報酬審査支払規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、電子情報処理組織を使用する場合の届出を行った指定訪問看護事業者に対する訪問看護療養費の支払について、原則として請求月の翌月20日までに行うことから、所要の改正をしようとするものでございます。

88 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第13条及び89ページの附則第2項のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和6年7月9日から施行し、令和6年6月1日から

適用するものでございます。

(役議案第 20 号 子ども医療給付事業審査支払規則の一部改正について)

事務局：

91 ページをご覧ください。

役議案第 20 号は「子ども医療給付事業審査支払規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、第 19 号と同様でございます。

94 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第 11 条のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和 6 年 7 月 9 日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 8 号から第 20 号は、原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第 21 号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

役議案第 21 号

(役議案第 21 号 通常総会の開催について)

事務局：

95 ページをご覧ください。

役議案第 21 号は、「通常総会の開催について」でございます。

日時は、令和 6 年 7 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から、会場は、鹿児島県市町村自治会館 4 階 401 号室でございます。

規約等の改正、令和 5 年度の事業報告及び決算に伴うもの、令和 6 年度予算補正など 96 ページまでお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 21 号は原案どおり決定することといたします。

ここから、総会の議決事項として理事会から提出する議案について御審議願います。

議案第 21 号及び議案第 22 号は、規約等の改正でございますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第 21 号及び議案第 22 号を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

議案第 21 号から第 22 号（一括審議）

（議案第 21 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について）

事務局：

97 ページをご覧ください。

議案第 21 号は、「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、重度心身障害者医療費助成事業の審査・集計事務等を新たに開始することに伴い弾力条項を適用する対象として追加すること等から、所要の改正をしようとするものでございます。

100 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。

第 47 条の 2 のアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規約は、令和 6 年 7 月 26 日から施行するものでございます。

（議案第 22 号 手数料規程の一部改正について）

事務局：

101 ページをお開きください。

議案第 22 号は、「手数料規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払業務が令和6年5月処理をもって終了したことから、所要の改正をしようとするものでございます。

104 ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。第2条第26号を削るものでございます。

附則、この規程は、令和6年7月26日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、議案第21号及び議案第22号は、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第21号及び議案第22号は、原案どおり決定することといたします。

次は、令和5年度決算関係でございます。

議案第23号を議題とします。事務局の説明をお願いします。

（議案第23号 令和5年度事業報告の認定について）

事務局：

105 ページをご覧ください。

議案第23号は、令和5年度事業報告の認定を求めるものでございます。

107 ページをお開きください。

令和5年度の事業につきましては、事業計画の基本方針に基づき、ここにお示しの事業報告のとおり実施いたしました。

総括でございます。

一つ目のマルの一段落目では、新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しないことを書いております。

二段落目、本会においては、これまで複数年にわたり、診療報酬等の請求・支払事務のスキームを活用し、感染症の拡大防止に対する医療・介護・障害福祉従事者に対する慰労金や感染拡大防止の支援金、住民が居住地以外でワクチンを接種した場合の費用の請求支払等について実施してきたところであり、一定の役割を果たすことができたものと考えております。

団塊の世代の後期高齢者医療への移行や被用者保険の適用拡大等の施策によ

り、国保の被保険者数は減少の一途をたどっております。今後、更なる被用者保険の適用拡大策が検討されており、一定の勤労所得を有する国保被保険者が被用者保険に移行することになれば、国保の構造的な課題は一層深刻なものになります。

これらの本会を取り巻く諸課題に対して、中長期的な視点に立って柔軟に対応できる人材を育成・確保していくため、職員の人材育成計画を基に判断力・意思決定力を強化するための取組を実施しました。

次に事業及び決算についてでございます。

1、システムの更改時期を迎えた国保総合システム及び国保情報集約システムについては、政府のクラウド・バイ・デフォルトの原則に基づき、それぞれクラウド環境で令和6年1月・3月に運用を開始しました。国保中央会に支払う令和6・7年度の各システム運用負担金においては、クラウドリフトにより審査支払手数料等だけでは財源が不足することから、本会の減価償却引当資産及びICT積立資産にて対応することについて、今年度の事業計画の中で御承認いただいたところでございます。

108 ページをお開きください。2の説明は割愛しまして、

3、第3期中期経営計画にあっては、基本理念を「10年後の将来像の実現に向けて」と掲げていたことから、第4期計画の策定にあっても、この基本理念を踏襲の上、新たに職員ビジョンとして、「課題と向き合い、相手の意見を尊重しつつ、解決に向けて議論し行動できる職員」、「心身の健康を保ち、ワークエンゲージメントを高め、最大限の実力を発揮できる職員」を掲げ、計画的な事業が実施できるよう策定しました。

4、5年度から3年間の介護給付費審査支払手数料及び介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料については、72円から70円に引下げることにしました。4年度決算における実費弁償方式判定の結果、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定に余剰が生じたことから、保険者に20,104千円返還しました。

障害介護給付費審査支払手数料及び障害児給付費審査支払手数料についても、5年度から3年間、140円から122円に引下げることにしました。4年度決算における実費弁償方式判定の結果、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定に余剰が生じたことから、市町村に7,181千円返還しました。

また、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定については、4年度決算における実費弁償方式判定の結果、余剰が生じたことから、後期高齢者医療広域連合に13,601千円返還しました。

次に情報セキュリティ事件事故についてでございます。

鹿児島市の特定健診受検者の情報26,626人分を他保険者に送信したという個人情報漏えいが発生しました。原因は職員の確認不足によるものであり、対象者・関係者への謝罪、経緯説明、個人情報保護委員会等への報告を行い、システムによるチェックなども取り入れた再発防止策を講じたところでございます。今後、このような事件・事故を起さぬよう、あらゆる情報漏えいリスク

を想定し、リスク排除を図るとともに再発防止に全力で取り組んでまいります。

109 ページをご覧ください。

その他としまして、要配慮個人情報を含まないものの他保険者に誤送信したものが2件、ネットワークやシステム障害によりシステムの可用性が損なわれた事象が5件ございました。いずれも、情報セキュリティ違反として取り扱い、本会で対処できるものは、再発防止策を講じたところでございます。

次に、重点事項の審査支払関係でございます。

ここからは、かいつまんでご説明申し上げます。

1、3年3月に厚生労働省・国保中央会・支払基金の三者で策定した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、4年10月までに全て採用したコンピュータチェック等に基づき、審査委員会と連携し審査基準の統一に向けて取り組みました。

110 ページをお開きください。次に保険者支援関係でございます。

1、保険者が策定・実施する第3期データヘルス計画における事業実施において、KDBシステム等を活用したデータ抽出や分析に係るスキルアップを目的とした研修会を開催しました。保健事業の効果分析については、第三者による「保健事業・支援評価委員会」を活用し、効果的・効率的な事業展開に繋げる支援を行いました。

2、後期高齢者医療においては、介護保険に関するデータや保健事業・支援評価委員会を活用し、市町村が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を支援しました。

111 ページをご覧ください。

12、療養費の適正化及び保険者事務負担の軽減を図るため、柔道整復施術療養費の二次点検及び患者調査業務を保険者から受託し、統一基準による点検及び調査を実施しました。

次に保険者協議会でございます。

保険者協議会の事務局として鹿児島県と協働し、2特定保健指導等担当者のスキルアップのための研修会を開催し、保健事業におけるポピュレーションアプローチの取組の事例発表及び口腔機能が全身状態に与える影響と口腔ケアの重要性について学習し、効果的な保健指導の実践に繋がりました。

112 ページをお開きください。

次の「実施事業」についてでございます。

本会の会務運営の、(1)本会の運営に関する事項のうち5つ目・6つ目のマール、業務研究委員会及び同作業部会につきましては、システムのクラウド化に伴う国保中央会負担金の財源の活用等について御協議いただいたところでございます。

113 ページをご覧ください。

2、一般事業の(2)育成指導に関する事項では、保険者の国保担当職員等の業務推進に資するため各研修会等を実施しました。

ページをおめくりいただきまして、115 ページをご覧ください。
オ、国保トップセミナーにおきましては、11 月に 40 市町村から市町村長・各市町村の国保運営協議会会長、国保主管課長、総勢 76 人にご参加いただいたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、117 ページをご覧ください。

事業振興に関する事項のうち、イ、主管課長会議の開催では、二つ目のポツ、第 2 回の国保及び後期高齢者医療主管課長会議を開催し、6 年度からの負担金・手数料の見直し及び新規事業等について、先に開催の業務研究委員会で御協議いただいた内容について説明したところでございます。

3、診療報酬審査支払事業のうち審査体制でございます。審査委員は医師・薬剤師 60 人に審査をお願いしているところでございます。

次に 129 ページをお開きください。

介護保険事業のうち、(3)介護給付適正化支援事業におきましては、介護給付適正化システムから出力される縦覧点検及び医療情報との突合点検について、本会で帳票を出力・点検し、事業所確認作業から過誤申立まで実施したところであり、実績は表にお示しのとおりでございます。

133 ページをお開きください。

保険者事務共同事業による保険者支援のうち、ケ、重複服薬者等対策事業につきましましては、被保険者の服薬に対する正しい知識と行動変容を促すため、委託保険者の重複服薬・多剤服薬の被保険者を対象に服薬状況を記録した通知書を作成しました。

136 ページをお開きください。

(2)第三者行為求償事務共同事業においては、国保、後期高齢者医療、介護保険分を取り扱っておりますが、国からも取組強化が求められているところございまして、損害保険会社訪問による案件の状況確認を含め、138 ページまでの取組を実施したところでございます。

139 ページをお開きください。

7、保健事業等のための保険者支援につきましましては、生活習慣病の発症及び重症化予防や介護予防の推進、特定健診・特定保健指導の受診促進の広報及び受診勧奨 など、保険者の健康づくりの支援について、(1)医療費適正化に資するための支援のア、KDBシステム、新医療費分析システム、特定健診等データ管理システム担当者研修会の開催から 142 ページをお開きください。キ、高齢者の保健事業・介護予防セミナーまでを実施したところでございます。

144 ページをお開きください。

8、その他事業の(1)国保診療施設への支援につきましましては、国保診療施設協議会の事務局として、県下 21 施設の診療施設の運営についての調査・研究、施設職員の資質向上のための各種研修、施設の医師及び看護師等の募集を行いました。

147 ページをお開きください。

9、事務の効率化についてでございます。

業務プロセスを自動化するRPAを活用し、15業務においてパソコンで行っている事務作業を自動化することで、事務の効率化に努めました。RPA導入前後を比較しますと、作業時間を半分以下に抑えることができていることから、今年度においても各部署において取り組んでいるところでございます。

10、予算の適正な編成及び執行についてでございます。

予算編成にあたっては、実績を基に事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直しを行い反映させました。予算執行においては一般競争入札を行い、また、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

148 ページをお開きください。

11、令和5年度の決算額一覧でございます。

表の一番下を御覧いただきまして、各会計の合計の歳入は6,802億3,569万2,498円、歳出は6,800億6,052万9,750円で、歳入歳出共に対前年比は1.9%の増でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第23号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第24号から議案第30号の7件は、それぞれ関連がありますので、一括審議として差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第24号から議案第30号までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第24号から第30号（一括審議）

（議案第24号 令和5年度一般会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第25号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について）

（議案第26号 令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認

定について)

(議案第 27 号 令和 5 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について)

(議案第 28 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について)

(議案第 29 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

(議案第 30 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について)

(財産目録 (令和 5 年度) について)

事務局：

令和 5 年度歳入歳出決算につきましては、A 3 判の総括表で説明させていただきます。右上に 5 分の 2 ページと記載の令和 5 年度各会計歳入歳出決算総括表でございます。議案第 24 号から議案第 30 号まで、令和 5 年度の各会計歳入歳出決算を定めるものでございます。

議案第 24 号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。収入済額 21 億 3,194 万円、支出済額 20 億 6,770 万 7 千円で、歳入歳出差引残額 6,423 万 3,445 円でございます。

議案第 25 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。収入済額 14 億 9,323 万 3 千円、支出済額 14 億 8,107 万 8 千円、歳入歳出差引残額 1,215 万 4,948 円でございます。

議案第 26 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。収入済額 10 億 2,976 万 1 千円、支出済額 9 億 7,622 万 6 千円で、歳入歳出差引残額 5,353 万 5,340 円でございます。

議案第 28 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。収入済額 1 億 2,536 万 3 千円、支出済額 1 億 2,416 万 2 千円で、歳入歳出差引残額 120 万 934 円でございます。

議案第 29 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。収入済額 3 億 7,823 万 8 千円、支出済額 3 億 4,590 万 1 千円で、歳入歳出差引残額 3,233 万 6,688 円でございます。

議案第 30 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。収入済額 1 億 2,047 万 4 千円、支出済額 1 億 878 万 8 千円で、歳入歳出差引残額 1,168 万 5,268 円でございます。収入済額合計 52 億 7,900 万 9 千円、支出済額合計 51 億 386 万 2 千円で、歳入歳出差引残額合計 1 億 7,514 万 6,623 円は、全額翌年度に繰り越し

させていただくものでございます。

主な収入及び予算額と収入額の差異の主な理由は、補助対象事業の実績に伴う国庫補助の減少、物価高騰対策支援事業において、県、鹿児島市が試算した給付金の見込額より実績額が減少したこと、取扱件数が見込みより減少したことなど、ここにお示しのとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、5分の3ページでございます。

次の決算総括表は、支払勘定でございます。

議案第25号から議案第30号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または、公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

また、表の中央、議案第27号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

予算額、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額につきましては、お示しのとおりでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

支払勘定の収入済額合計は、6,749億5,667万3千円、支出済額合計は6,749億5,665万7千円でございます。

歳入歳出差引残額1万6,125円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

1段目の国民健康保険診療報酬支払勘定、歳入歳出差引残額は、翌年度に繰り越し国庫補助を返還するものでございます。

次に、A4判の資料、「繰越額及び実費弁償方式判定結果（令和5年度）」をご覧ください。令和5年度の状況になります。

下段の欄外部分になります。国保連合会の法人税法上の位置づけは、「公益法人等」に該当し、収益事業に係る法人税納付義務があります。ただし、法人税法基本通達に基づく実費弁償による対応が可能となっております。

実費弁償方式とは、委託者から受ける金額が業務のために必要な費用の額を超えない実費弁償により行われる事業として、あらかじめ一定の期間を限って所轄税務署長の確認を受けた期間の当該業務は収益事業に該当しないものとするものです。

実費弁償方式判定は単年度の収支差額を基準に行い、収支計算で剰余が生じた場合は、その額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとされております。

令和5年度は、実費弁償方式判定で約2億3千万円の赤字となったことから

返還はございません。

なお、実費弁償方式の剰余とは、実費弁償方式判定のための収入・支出の明細書の「調整後の当期収支差額」のことで、単式の歳入歳出決算書における歳入と歳出の差額である「翌年度への繰越額」とは一致しません。

次にA4判の別紙資料、中ほどに円グラフ入りの資料でございます。令和5年度決算を整理したものでございます。

令和5年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の5年度決算を取りまとめたものです。

決算総額から一般会計や各業務勘定の中でも、診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費として28億577万2千円程でございます。実質の運営費には、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

この約28億円の内訳の割合を円グラフでお示ししております、歳入では、保険者からの負担金・手数料を合わせると約63%を占めております。

歳出では、人件費が24.8%、システム関連費が13.1%、国保中央会に支払う負担金が15.1%、残り約47%が事業に係る経費や減価償却や積立資産などの支出等でございます。

また、お手元にA4判の右上に参考資料とあります「令和5年度財務諸表」をお配りしてございますが、これまで、各会計において決算について単式簿記での説明をさせていただきました。

財務諸表につきましては、厚生労働省通知に基づき作成しお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、理事会議案にお戻りいただきまして、A4判理事会議案の297ページをお開きください。

財産目録でございます。財産目録令和5年度決算で令和6年3月31日現在におけるものでございます。

1、現金の部は0円でございます。2、預金の部は普通預金総額で1億7,516万2,748円でございます。内訳は、「ア一般会計」から「キ障害者総合支援法関係業務等特別会計」まで、お示しのとおりでございます。3、債券の部は0円でございます。4、積立金の部は総額で18億3,671万2,684円でございます。

普通預金が7億7,662万7,049円、定期預金が10億6,008万5,635円でございます。これらの資産につきましては大口定期で6か月～1年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。

積立金の内訳といたしましては、「一般会計積立資産」から「後期高齢者電算処理システム導入作業経費積立資産」まで、金額につきましては、ここにお示しの通りでございます。

財産目録合計額は、20億1,187万5,432円でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

<監査報告>

【監査報告（南九州市 塗木市長）】

皆さん、御苦勞様です。南九州市長の塗木でございます。監査報告をさせていただきます。

それでは、理事会議案の 299 ページをお開きください。結果報告書が次の 301 ページでございます。

ご覧ください。報告いたします。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第 28 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 3 日事務局において、令和 5 年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。

その際、監査法人による監査報告も受けた。

その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の 2 名による予備監査も令和 6 年 6 月 27 日事務局において行っている。

1、令和 5 年度の事業は概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2、預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

【議長（前田理事長）】

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と、監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 24 号から議案第 30 号は原案どおり決定することと

いたします。

監事の塗木市長さんありがとうございました。

塗木市長さんにおかれましては、ここで退席されます。

(塗木市長退席)

【議長（前田理事長）】

次の議案第 31 号から議案第 37 号までの 7 件は、令和 6 年度の「予算補正」及び「財産の処分」となりますので、一括審議として差しつかえございませんか。

(な し)

御異議が無いようですので、議案第 31 号から議案第 37 号までを一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

議案第 31 号～37 号（一括審議）

(議案第 31 号 財産の処分（令和 6 年度）について)

(議案第 32 号 令和 6 年度一般会計歳入歳出予算補正について)

(議案第 33 号 令和 6 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について)

(議案第 34 号 令和 6 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

(議案第 35 号 令和 6 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について)

(議案第 36 号 令和 6 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

(議案第 37 号 令和 6 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

303 ページをお開きください。

議案第 31 号は、「財産の処分(令和 6 年度)について」承認を求めるものでございます。

表中の積立資産の種類一般会計積立資産は運用利息分として、特定健康診査財政調整基金積立資産は特定健康診査事業の在源に充てるため、介護保険及び障害者総合支援法減価償却引当資産は備考欄にお示しの理由により、それぞれ取り崩すものでございます。

次に、令和 6 年度予算補正につきましては、A 3 判の資料右上に 5 分の 4 ページと記載があります令和 6 年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

議案第 32 号から議案第 37 号は令和 6 年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第 32 号は、一般会計で、予算補正額 1 億 8,616 万 2 千円の増額。

議案第 33 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、予算補正額 1,144 万円の増額。

同じく同会計支払勘定で、予算補正額 1 万 5 千円の増額。

同じく同会計抗体検査等費用に関する支払勘定で、予算補正額 757 万 8 千円の減額。

議案第 34 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額 5,873 万 2 千円の増額。

議案第 35 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、予算補正額 269 万円の増額。

議案第 36 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額 3,434 万 2 千円の増額。

議案第 37 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額 1,240 万 6 千円の増額でございます。

それぞれの予算補正の主旨でございますが、各会計に共通するものとして、国保ネットかごしま機器更改に伴いクラウド上に環境を構築する費用、令和 6 年 10 月から内国為替制度運営費の適用開始に伴う振込手数料、令和 4 年度国庫補助金の消費税等に係る仕入控除額確定に伴う返還など、その他、鹿児島県及び鹿児島市から委託がありました、医療機関、介護施設等への給付金支払関連業務に要する経費、新型コロナウイルスワクチン接種費用の請求支払業務の終了に伴う減額、介護・障害一拠点集約システム機器更改に伴う保険者ネットワークファイアウォールの設定変更費用、令和 5 年度国庫補助金の実績額確定に伴う返還など、お示しのとおりでございます。

また、歳入・歳出の主な内容につきましても、ここにお示しのとおりでございます。以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 31 号から議案第 37 号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

【議長（前田理事長）】

本日審議予定の附議事項は以上となりますが、全体を通して何か御質疑等ござ

いませんか。

その他、附議事項以外でも何かありましたら、挙手にてお知らせください。

(な し)

特に無いようですので、これで議事進行は終了させていただきたいと思えます。

御協力ありがとうございました。

(7) 閉会の挨拶

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項3件、役議案14件、議案17件すべて御承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、私どもとしましては、皆様方、保険者の厳しい財政状況を認識し、また、国保をはじめとする社会保障制度を取り巻く情勢を的確に捉え、保険者の共同体として負託に応えてまいる所存でございます。今後とも、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後2時53分